

令和8年度千歳市緊急時の受入れ・対応事業補助金単価表

区分	要件等	補助基準額	対象サービス
ア-1 居室提供・見守り職員の配置【基本単価】	共同生活援助の空室において一時的な宿泊を提供、見守り職員1名以上を配置し支援を行った場合 ※見守り職員は、利用者の状況に応じて、当該共同生活援助の人員配置基準を下回らない範囲で当該共同生活援助の職種と兼務可能 ※夜間及び深夜の時間帯の配置については、利用者の状況に応じて、必要な防災体制又は常時の連絡体制を確保している場合も含む	1日9,230円 ※7日まで。やむを得ない事情がある場合は14日まで。	共同生活援助
ア-2 居室提供・見守り職員の配置【加算単価】 ①基礎 ②重度障がい者 ③食事提供加算 ④緊急短期入所受入加算 ⑤送迎加算	①要件なし ②医療的ケア者、重症心身障がい者、強度行動障がい者を受け入れた場合 ③食事を提供する体制があり、利用者が食事を利用した場合 ④利用開始日の前々日、前日又は当日に利用の連絡を受けて受入れを行った場合 ⑤利用者の居宅等と事業所等の間の送迎を行った場合	①1日1,000円 ②1日2,000円 ※いずれも利用開始日のみ算定できる ③1日480円 ④1日2,700円 ⑤片道1,860円	共同生活援助
イ-1 居室提供【基本単価】	共同生活援助の空室において一時的な宿泊を提供した場合	1日2,730円	共同生活援助
イ-2 居室提供【加算単価】 ①食事提供加算 ②送迎加算	①食事を提供する体制があり、利用者が食事を利用した場合 ②利用者の居宅等と事業所等の間の送迎を行った場合	①1日480円 ②片道1,860円	共同生活援助
ウ 見守り職員の派遣	ア又はイの利用者であって、居宅介護及び重度訪問介護等の障害福祉サービスの併用が困難であると認められる者に、見守り職員1名を派遣し支援を行った場合 ①日中(8:00~18:00) ②夜間(18:00~22:00)・早朝(6:00~8:00) ③深夜(22:00~6:00)	①1時間1,720円 ②1時間2,150円 ③1時間2,580円 ※30分未満は0.25時間、30分以上1時間未満は0.5時間とする	指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設、指定一般相談支援事業者、指定特定相談支援事業者

※ア及びイにおける家賃、食材料費、光熱水費、日用品費、その他の日常生活費(以下「日常生活費等」という。)は、利用者へ請求することができます。その場合は、予め利用者に対してサービス内容及び費用について説明し、同意を得て、徴収後に利用者に対して領収証を発行してください。

※利用者の障害福祉サービス等に係る負担上限月額が0円となる場合のほか、日常生活費等の徴収により生活保護を要する場合、り災その他特別な事情により著しく生計が悪化している場合、その他徴収が著しく困難であると市長が認めた場合は、日常生活費等に相当する補助金を市へ請求することができます。

※補助金の算定対象日数には受入れ開始日及び終了日の両方を含みます。

※時間数は、30分未満を0.25時間、30分以上1時間未満を0.5時間として計算します。

※算出された補助金の額に10円未満の端数が生じた場合は切り捨てます。